

○認定の有効期間の更新

第7条第1項

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日
令和3年3月26日 令和6年4月1日
令和7年4月1日

審査基準

令和7年4月1日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第7条第1項
処分の概要	認定の有効期間の更新
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法第3条（警備業の要件）、第7条第2項から第5項まで（認定の有効期間の更新） 警備業法施行規則第3条、第4条、第8条（認定の有効期間の更新の申請） 警備業の要件に関する規則第1条、第2条、第3条（警備業の要件）
審査基準	別紙参照
標準処理期間	40日
申請先	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室